

令和7年度 前期 あわらしひとり親家庭習い事支援事業のご案内

～ひとり親家庭の子どもの成長を支援するため、習い事に係る費用の一部を助成します～

■ 対象児童

ひとり親家庭の児童 小学4年生から6年生

対象条件・あわらしに住所を有する児童扶養手当受給世帯

・あわらしひとり親家庭等医療費助成受給世帯

※生活保護世帯は除きます

■ 助成経費

月謝、道具代（ユニフォーム等）、材料費など習い事に係る費用

※**令和7年4月～10月に支払った費用**が対象になります。

対象となる習い事の例

- ・スポーツ関係…野球やサッカー等、スポーツ少年団を含む
- ・文 化 関 係…ピアノ、習字、ダンス、将棋等
- ・そ の 他…単発の習い事、体験活動等

※**国語、社会、算数、理科、英語の学習塾等は対象外です**

■ 助成額

助成区分	4月～10月支払い分
児童扶養手当 全部支給相当所得者	上限70,000円
児童扶養手当 一部支給相当所得者	上限35,000円

助成区分が不明の方は、子育て支援課までお問い合わせください。

※期間の途中から対象となった場合は、月割りで上限額を計算します。

※公的年金は所得の算定から除きます。

■ 申請方法

以下の必要書類を子育て支援課に提出してください。

- ① あわらしひとり親家庭習い事支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② 児童扶養手当証書の写し又はあわらしひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し
- ③ 振込先の保護者名義の通帳の写し
- ④ 領収書、月謝袋の写し等、習い事に係る費用の支払いを証明できるもの
- ⑤ 支払証明書（④がないとき、④だけで習い事に係る費用か判断できないときに必要）

※①と⑤は窓口または市HPからダウンロードできます。

【申請期限】

令和7年11月28日（金）

※**申請は4月～10月分で1回限り**

できるだけ上限額に達してから申請してください



＜お申し込み・お問い合わせ先＞

あわらし市役所子育て支援課（受付時間：平日8:30～17:15）

〒919-0692 あわらし市市姫三丁目1-1 電話 0776-73-8021（直通）